



平成 21 年 8 月 6 日

航空貨物代理店 各位

株式会社 融創国際

CA 便の液体危険品オーバーパック基準(確認)

拝啓 時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記に関して、2009 年 3 月 26 日にてご案内のとおり、CA 社で中身の漏洩事故防止措置として、単一容器に収容された液体危険物には、容器の型式にかかわらずオーバーパックを徹底して施すことを必須条件とさせて頂いておりますが、**IATA 危険物規則書 6.2.17 に記述された複合容器(6HA1 等)につきましても、同規則書において単一容器とみなされておりますので、同様にオーバーパックを受託の必須条件とさせて頂いております。**
つきましては、下記の通り再度ご確認をご案内申し上げますので、安全な航空輸送の確保の為、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.適用日 : 2009 年 3 月 27 日以降の受託貨物より

2.改定内容

収納貨物	容器の型式	現行(2009 年 3 月 27 日より)
液体危険物	金属製	型式問わず、全て単一容器はオーバーパック必須
	金属製以外	
液体非危険物	金属製 (国連規格、規格外を問わず)	単一容器はオーバーパック必須
	金属製以外	オーバーパックの必要なし

*金属製容器とは国連規格容器で、1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、3A1、3A2、3B1、3B2 に該当するものです。

****IATA 危険物規則書にて、6Hから始まる複合容器 (Composite Packaging) は単一容器(Single Packaging)とみなされており、オーバーパックが必須となります**

3.オーバーパックのマーキングとラベリングについて

- ①オーバーパックの外装上に” OVERPACK “と必ずマーキングしてください。
- ②オーバーパックした包装物のすべてのマーキングやラベルがはっきりと目で確認できない場合は、収容した個々の危険物のマーキングとラベリングを再表示してください。
- ③液状の危険物を収納しオーバーパックする場合、垂直姿勢の注意を示す「天地無用」の取り扱いラベルもオーバーパック外面の相対する二側面の見やすい場所に再度貼付してください。

その他 IATA 危険物規則書のオーバーパック規定に従った包装、マーキングおよびラベリングをお願いします。

以上